

藤原宮東方官衙北地区の調査（飛鳥藤原第 175 次調査）記者発表資料

2012 年 7 月 25 日

独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所 都城発掘調査部

※ 今回の調査では、現地説明会および現地見学会はおこないません。

発掘調査地 : 奈良県橿原市高殿町

発掘調査期間 : 2012 年 4 月 2 日～6 月 25 日

発掘調査面積 : 494m² (460 m² 〈東西 24m (北辺)・22m (南辺) ×南北 20m〉 + 拡張区 34 m²)

1. 藤原宮東方官衙地区の調査

本調査区は、藤原宮の中心建物である大極殿の東 300m ほどの位置にあり、東方官衙北地区と想定している地域の南西部に位置する。調査区の周囲では、1980 年におこなわれた藤原宮第 30 次調査以降、近年まで大・小規模の発掘調査が積み重ねられている。このため、東方官衙北地区は宮内官衙としては比較的様相の分かっている地区のひとつといえる。

これまでの主な調査成果として、以下のものが挙げられる。藤原宮第 30・35・38・48-3・108-5 次調査では、東方官衙を構成する廂付南北棟建物や、長大な東西棟建物を数棟検出している。このうち、第 48-3 次調査では、東西棟建物の柱穴から「加之伎手官（かしきてのつかさ）」と書かれた墨書土器が出土した。また、本調査区の西隣でおこなった藤原宮第 78 次調査では、内裏の東に隣接する内裏東官衙の区画塀や建物、区画の間を通る東西方向の宮内道路などを検出するとともに、その下層では 7 世紀後半～藤原宮期直前の建物や溝が存在することも確認された。さらに、第 78 次調査区の東端では、東方官衙地区の建物とそれを囲む塀の一部を検出している。本調査区はこれらの塀・建物、および内裏東官衙からの宮内道路の東側延長部分に位置する。

2. 調査の成果

①調査地の概要

調査区周囲の旧地形は、南東から北西に向けて緩やかに低くなる。調査区東半・北西部では砂礫が基盤層（地山）となっており、かつて自然の流路があったらしい。遺構は、その上を覆う藤原宮期の整地土上面で検出したものもあるが、後世に掘られた多数の耕作溝により整地層が失われている場所では、地山上面で検出した。

②検出した主な遺構

藤原宮期の遺構

塀 1 調査区の北端から約 6m 南に位置する掘立柱東西塀。8 間分（柱穴 9 基）を検出した。柱間は 9 尺（約 2.7m）等間、柱掘方は一辺約 1m の隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（整地土）からの深さは 65cm である。重複関係からみて後述の建物 3・4 より新しく、第 78 次調査で検出していた東方官衙区画塀 SA8571 の延長部分と考えられる。既検出分と合わせると、検出総長は

約 30m となる。

建物 1 調査区南西端（拡張区）において検出した礎石建物。礎石据付穴 7 基を検出した。桁行 3 間以上、梁行 2 間以上の南北棟建物に復元でき、柱間は桁行 9 尺（約 2.7m）、梁行 10 尺（約 3m）である。礎石据付穴は一辺 1～1.5m の隅丸方形もしくは直径 1～1.5m の不整形円で、検出面（整地土）からの深さは 70cm 前後である。礎石据付穴の内部には、根石と考えられる長径 10～40cm の円礫～亜角礫が詰まっていた。礎石は抜き取られているが、抜取穴には破砕された礎石とみられる花崗岩片が含まれていた。この建物の発見により、既発見の東方官衙区画塀（塀 1）の南側には礎石建物が建つ空間があり、これまで見つかった宮内道路はこの空間に接続していたと考えられる。

建物 2 塀 1 の約 2.5m 北に位置する掘立柱建物。東西に並ぶ柱穴 10 基、および西から 4 つめの柱穴の 1.5m 北で、間仕切りのためと考えられる柱穴を 1 基検出した。間仕切りの柱穴を除くと、柱間は 8 尺（約 2.4m）等間となる。柱掘方は一辺約 1m の隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（地山もしくは整地土）からの深さは 50cm である。重複関係からみて後述の建物 3・4 より新しく、第 78 次調査で検出していた建物 SB8572 の延長部分と考えられる。既検出分と合わせると桁行 12 間（柱間 8 尺：約 26m）以上、梁行 2 間（柱間 9 尺：約 5.4m）の東西棟建物に復元できる。建物方位はほぼ正方位である。

東西溝 1 塀 1 の約 2m 南に並行して延びる素掘溝。幅約 1～1.5m、深さ 35cm で、東端では大部分が削平されているものの、長さ 23m 分を検出した。塀 1 との位置関係からみて、塀に沿って設けられたものと考えられる。

東西溝 2 塀 1 と同位置を東西に延びる素掘溝。幅約 2.5m、深さ 45cm で、東端では大部分が削平されているものの、長さ 23m 分を検出した。重複関係からみて塀 1・東西溝 1 より古い、塀 1 とほぼ同位置に掘られているため、塀 1 構築直前に何らかの理由で掘削されたものとみられる。

藤原宮期以前の遺構

建物 3 調査区北西端に位置する掘立柱建物。東西に並ぶ柱穴 3 基を検出した。梁行 2 間の南北棟建物の南妻部分と考えられる。柱間は 5 尺（約 1.5m）等間、柱掘方は一辺 60～70cm の隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（地山）からの深さは 20cm である。建物方位は東でわずかに北に振れる。

建物 4 建物 2 の柱筋の約 50cm 南に位置する掘立柱建物。東西に並ぶ柱穴 5 基を検出した。柱間は 1.8～2.4m、柱掘方は一辺 60～80cm の隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（地山）からの深さは 20cm である。第 78 次調査で検出していた建物 SB8579 の延長部分と考えられる。既検出分と合わせると、桁行 7 間（約 16m）の東西棟建物に復元できる。遺構の重複関係からみて建物 2 より新しい。建物方位は東でわずかに北に振れる。

東西溝 3 調査区の南端から 4m 北に位置する素掘溝。東でやや南に振れる。幅約 2.5m（深部の幅は約 1m）、深さ 45cm で、東端では大部分が削平されているものの、長さ 17m 分を検出した。出土遺物からみて藤原宮期以前の溝である。埋土は藤原宮期の整地土に類似していることから、藤原宮の造営期に埋め立てられた可能性が考えられる。

藤原宮期以後の遺構

建物 5 調査区南西に位置する掘立柱建物。柱穴 4 基を検出した。桁行 2 間以上、梁行 2 間の南北棟建物の北妻部分と考えられる。柱間は桁行が 8 尺（約 2.4m）、梁行が 6 尺（約 1.8m）等間、柱掘方は一辺約 1m の隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（整地土）からの深さは 80cm で

ある。建物方位はほぼ正方位である。西側柱筋南側の柱穴には直径 14 cm の柱根が残る。この柱穴は建物 1 北妻中央の礎石据付穴の隣に設けられており、埋土には礎石据付穴に由来する花崗岩礫が含まれていることから、建物 5 は建物 1 より新しい。

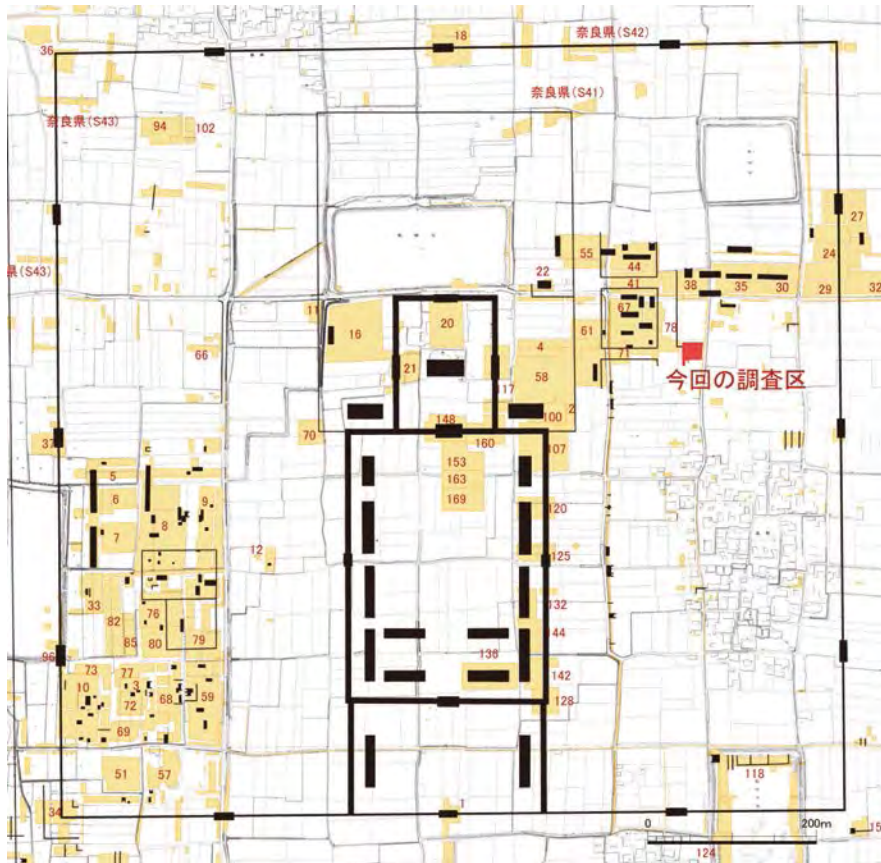
建物 6 調査区の中央やや南西寄りに位置する掘立柱建物。2 間×2 間（柱穴 9 基）の総柱建物で、柱間はおよそ 6 尺（約 1.8m）等間、柱掘方は一辺約 1 m の隅丸方形で、断割調査をおこなった柱穴の検出面（整地土）からの深さは 50～60cm である。建物方位はほぼ正方位である。中央柱列の南 2 基の柱穴には、それぞれ直径 16cm・19cm の柱根が残る。この建物の西側柱列は建物 5 の妻柱と柱筋を揃えている。また、両建物は建物方位や柱穴の形状も共通し、いずれにも柱根が残っていることからみて、同時期と考えておく。

3. 出土遺物

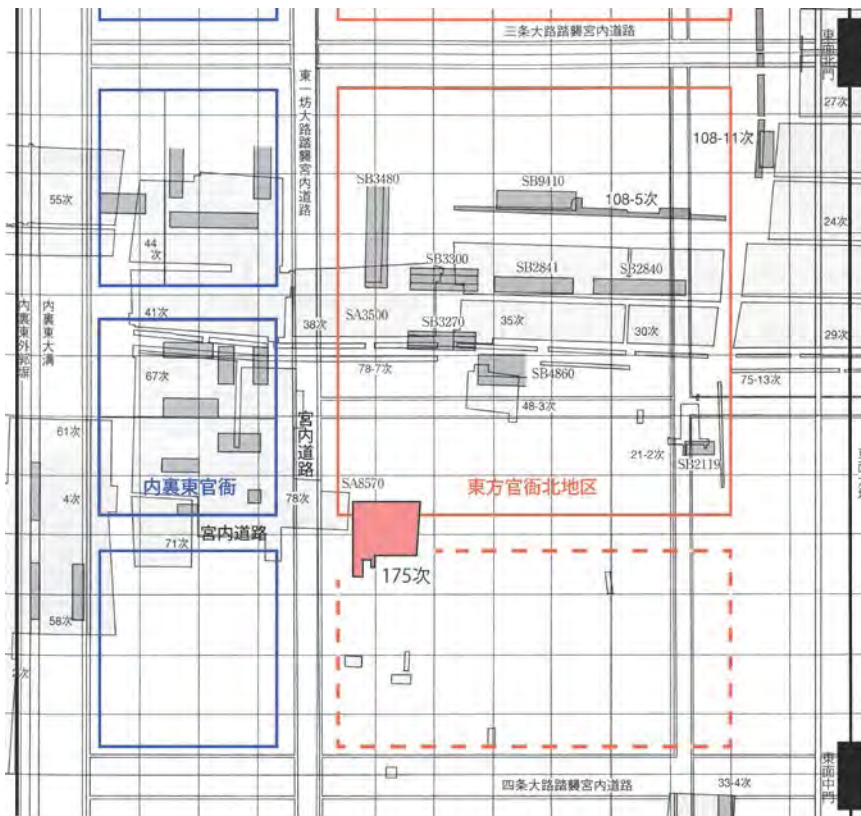
本調査区からは多数の土師器・須恵器が出土した。その多くは 7 世紀後半～藤原宮期のものである。軒瓦を含む瓦類も出土しており、藤原宮内の官衙区画中、面積当たりの瓦出土点数が最も多い。

4. まとめ

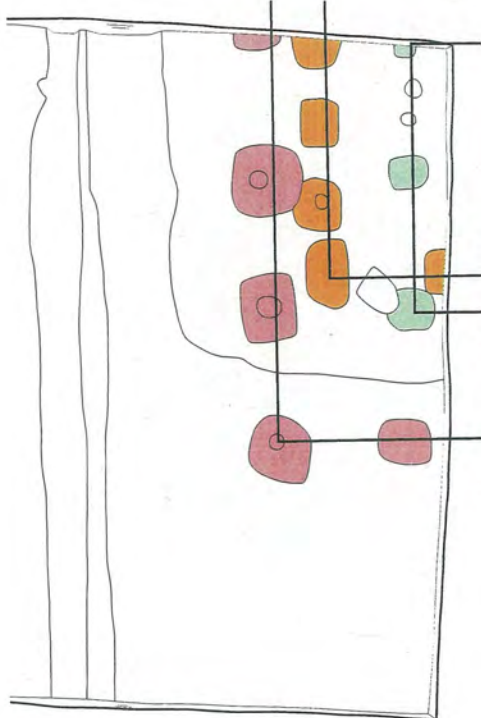
- ・本調査区内の遺構は、東西溝 3・建物 3→建物 4（藤原宮期以前）⇒東西溝 2→塀 1・東西溝 1・建物 1・2（藤原宮期）⇒建物 5・6（藤原宮期以後）の順で変遷したと考えられる。
- ・**藤原宮期** 東方官衙区画塀とそれに沿う側溝が設けられ、区画塀の内（北）側には長大な東西棟掘立柱建物が、外（南）側には南北棟礎石建物が建てられた。これまでは、内裏東官衙からの東西宮内道路は本調査区内に延伸し、その南側には北側の東方官衙区画と対をなす別の官衙区画が存在すると予想されていた。しかし、本調査によって、既発見の東方官衙区画の南側には想定位置にもう一つ区画塀は認められず、礎石建物が建つ空間があったことが判明した。礎石建物が藤原宮東方官衙地区で発見されたのは今回が初めてである。その性格は現状では不明ながら、東方官衙のみならず藤原宮官衙地区の建物配置の実態解明に重要な手掛かりが得られたといえる。一方、既発見の東方官衙区画内の東西棟建物 2 は非常に長大であった、本調査区北側でおこなった調査でも、桁行 9 間～12 間（26～35m）の長大な東西棟建物が数棟検出されている。これらの建物群は同一の官衙区画に属していると考えられるため、この官衙区画では北と南で同様の長大な東西棟建物が建っていたことも判明した。
- ・**藤原宮期以前** 第 78 次調査の成果に基づくと、建物方位が東でやや北に振れる建物 3・4 は、藤原宮期以前でも 7 世紀後半～藤原宮期直前に位置づけられる。本調査区でも、第 78 次調査区と同様、この時期の建て替えをともなう建物群の存在が判明した。また、東西溝 3 は藤原宮の造営にともなって埋め立てられたと考えられる。
- ・**藤原宮期以後** 総柱建物などの掘立柱建物が建てられたと考えられる。具体的な実態は不明であるが、この場所の利用が藤原宮期以後も継続していたことを確認した。藤原宮内では、奈良時代や平安時代の遺構が他にも多くみつかっており、本調査区内の建物もそうした遺構のひとつに数えられる。



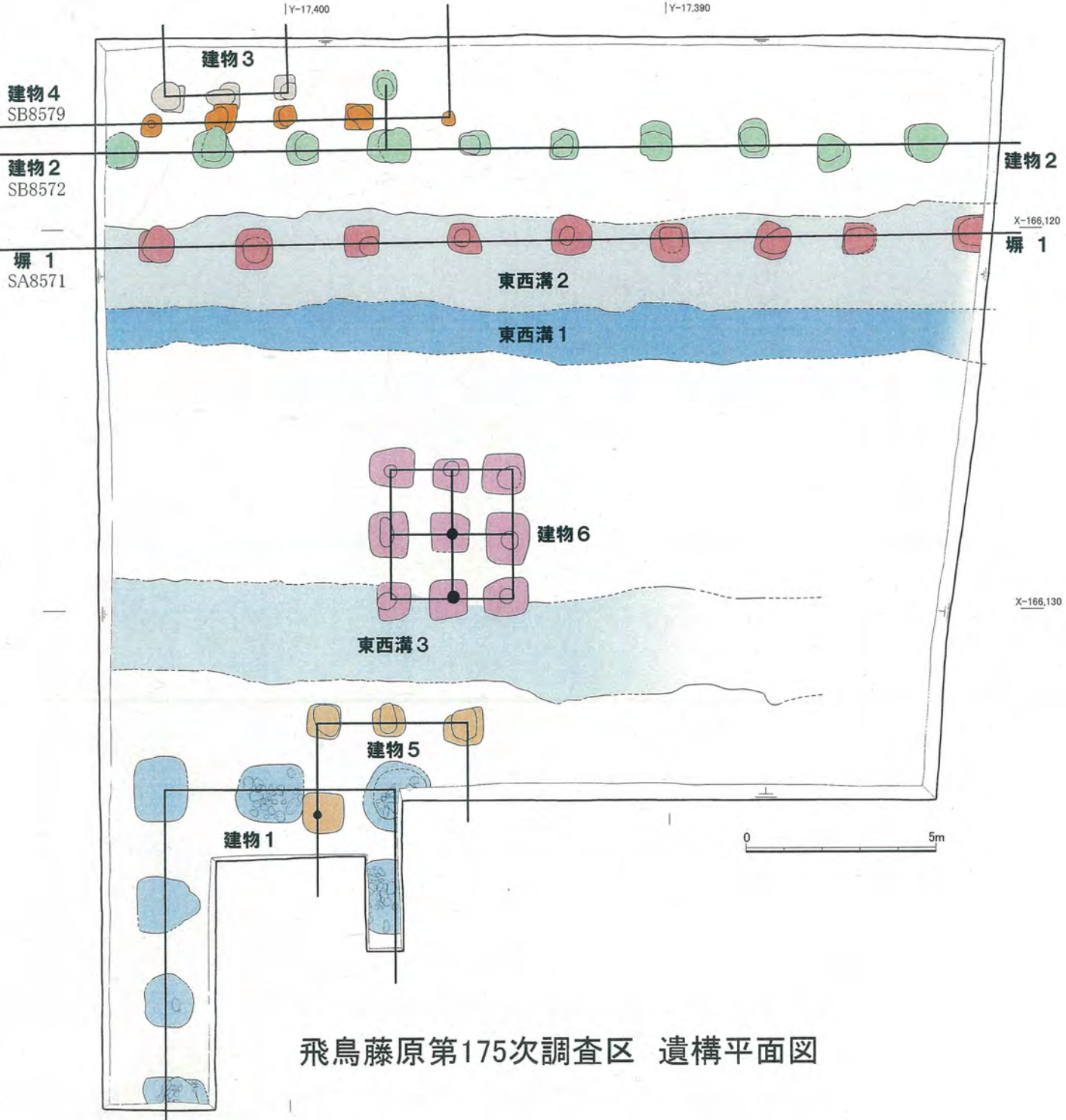
藤原宮全体図と第175次調査区



第175次調査区周辺の調査



第78次調査区



飛鳥藤原第175次調査区 遺構平面図